

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童手当法（以下「法」という。）に基づく児童手当・特例給付認定請求却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長（以下「処分庁」という。）が平成 29 年 2 月 8 日付けで請求人に対してした、児童手当・特例給付認定請求却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下の理由（審査請求書原文のまま）により本件処分の取消しを求めている。

昨年 3 月離婚して 5 月に〇〇区に転居した際、養育費の問題などが未解決のため私個人の健康保険証がない状態のためコピーを提出できず保留。提出依頼のあった平成 28 年度所得証明書は〇〇課に提出済だったため、区役所内で流用しているものと思い、改めて提出の必要はないものと思っていた。再度、電話などで説明があればこの処分は防げたものであるから、上記記載の処分は不当である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年 7月18日	諮問
平成29年 9月 5日	審議（第13回第2部会）
平成29年10月17日	審議（第14回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法7条1項は、手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、住所地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の認定を受けなければならないとする。法8条1項は、市町村長は、前条の認定をした受給資格者に対し、手当を支給するとし、その支給は、受給資格者が認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わるとする。
- (2) 法施行規則1条の4第2項柱書、同項8号及び10号は、法7条1項の規定による手当の受給資格及びその額についての認定請求書が提出された場合において、受給資格者がその年（1月から5月までの月分の手当については、前年とする。）の1

月 1 日において住所地の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内に住所を有しなかったときは、受給資格者の前年の所得（1 月から 5 月までの分の手当については、前々年の所得とする。）につき、所得の額を明らかにすることができる市町村長の証明書を、また、受給資格者が被用者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類をそれぞれ認定請求書に添えなければならないとしている。

- (3) 「市町村における児童手当関係事務処理について」（平成 24 年 3 月 31 日付雇児発 0331 第 3 号都道府県知事あて厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。）10 条 1 項柱書及び同項 2 号は、認定請求書の記載及びその添付書類に容易に補正できない程度の不備があり、認定請求書を保留する場合は、通知書を作成し、請求者に送付することとする。また、同条 2 項及び 4 項は、認定請求書の記載事項を公簿等及び添付書類により確認し、審査した結果、受給資格がないものと確認したときは、通知書を作成し、請求者に送付することとする。なお、同通知は、地方自治法 245 条の 4 に規定する技術的な助言に当たるものとして合理性があると認められる。

- 2 これを本件についてみると、請求人の平成 28 年 1 月 1 日の住所は〇〇「区外」であり、同年 5 月 19 日に本件認定請求をしているため、請求人に対する手当が認定された場合、その支給は認定請求をした日の属する月の翌月である同年 6 月から始まる予定のものである（1・(1)）。それゆえ、本件認定請求をするに当たり、前年の所得額を明らかにすることができる市町村長の証明書を請求書に添える必要があった。しかし、本件請求書には当該証明書は添付されておらず、その後も、処分庁からの再三の督促にもかかわらず、請求人は所定の期限までに、当該証明書を処分庁に提出しなかった。

したがって、処分庁が、必要書類の提出がないことを理由として、本件請求書の添付書類に容易に補正できない程度の不備があり、かつ、補正がなされなかったものとして、本件認定請求を却下した本件処分は、上記 1 の法令等の定めにもとづいて、適正になされているものであり、違法又は不当な点は認められない。

3 法施行規則 1 条の 4 第 2 項 10 号書類の添付の要否

処分庁が本件処分通知書の処分理由記載欄において、必要書類として記載した「年金加入証書」（法施行規則 1 条の 4 第 2 項 10 号の書類）が必要なものだったかについて、以下検討する。

〇〇区では、手当認定事務に関して、法施行規則 1 条の 4 に定める様式 2 号の「児童手当・特例給付認定請求書」を使用しておらず、〇〇区独自の様式を使用している。そして、本来、〇〇区が使用すべき法施行規則上定められた「児童手当・特例給付認定請求書」には、「職業」の記載欄があり、「被用者」、「公務員」及び「被用者等でない者」を選択できるようになっていて、認定請求書提出者が、法施行規則 1 条の 4 第 2 項 10 号が定める「被用者である」か否か確認できるようになっている。しかし、〇〇区独自の様式にはこのような記載欄はなく、かつ、請求人が提出した本件請求書は、「加入している年金」の欄及び「勤務先名称」の欄も未記載であったことから、処分庁が本件処分当時、請求人が法施行規則 1 条の 4 第 2 項 10 号が定める「被用者である」ことを確認した上で、「年金加入証書」を必要書類としたのか、審査請求上現れた主張及び証拠から確認できなかった。そのため、本件において「年金加入証書」が法施行規則 1 条の 4 第 2 項 10 号に定める認定請求書に添付することが必要な書類であると判断できない。

もっとも、上記 2 のとおり、本件では、少なくとも、同項 8 号に定める書類の提出がなかったことからすれば、このことは本件

処分の当否を左右するものとはまでは言えない。

また、法施行規則上の様式を利用せずに行われた本件認定請求については、上記の通り、本件請求書には「職業」の欄がなく、「被用者」であるか否かの確認はしにくい、そのことのみをもって本件処分を取り消すほどの理由とはならない。

4 請求人の主張の検討

請求人は、所得証明書について、保育課に提出済みだったから、再度、電話などで説明があれば、本件処分は防げた旨を主張している（第3）。

(1) 確かに、請求人が、〇〇区〇〇部〇〇課と同部〇〇課（児童手当の担当課）に対して、処分庁が求める「平成28年度住民税課税（非課税）証明書」を各課にそれぞれ提出しなければならず、そのため、請求人に負担がかかることや上記各課は、同じ児童福祉部門であり、請求人が、当該証明書が両課において流用されていると考えたことについては、分からないでもない。

しかし、上記証明書は、〇〇区個人情報保護条例の「個人情報」を含むものであり、原則として、本人から直接収集しなければならず、また、収集した個人情報について、「本人の同意がある場合」等を除いて「利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用してはならない」としている。

これらの規定から、本件においても、処分庁では、請求人が、〇〇区〇〇部〇〇課に提出した平成28年度住民税課税（非課税）証明書を、本件手当の担当課である同部〇〇課において利用できず、請求人本人から収集せざるを得なかったものと考えられる。そうすると、請求人に、当該証明書を上記各課にそれぞれ提出しなければならない手続上の負担があるとしても、そのことをもって、本件処分を取り消すべきほどの瑕疵があるとはまでは言えない。

(2) また、請求人は、電話などで説明があれば本件処分は防げた
と主張をするが、処分庁は、請求人に対して、本件認定請求時
に、その場で「お知らせ」と題する書面によって本件各不足書
類について案内をするとともに、平成28年8月22日付けで、
本件各不足書類の提出が確認できないため手当の認定を保留し
ている旨を通知し、さらに、同年11月8日、請求人に対して
「児童手当関係書類保留通知書」により、本件各不足書類の提
出がないことを通知している。さらに、上記1・(3)の通知に照
らしても、請求人は不足書類があることを認識しており、当該
不足書類を提出するための十分な機会も与えられているものと
言えるから、本件処分を行った処分庁の判断には合理性がある
と認められる。

以上によれば、請求人の主張には理由がない。

- 5 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討
他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や
法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適
正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来